

横浜フィルムコミッション事業実施要綱

制 定 平成 25 年 3 月 29 日 文観第 836 号
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 政広プ第 676 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市（以下「本市」という。）が、国内外への街の魅力発信による都市ブランド力の向上及び集客増、また、作品を通じた行政課題の解決や施策の理解促進につなげることを目的に、市内における映像又は出版物の撮影等を支援する横浜フィルムコミッション事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「映像」とは、映画（ビデオ装置を使用するものを含む。）、テレビ等放送番組（テレビ等コマーシャルを含む。）、WEB 配信番組、その他これらに準ずる動画及び静止画をいう。
- 2 この要綱において「出版物」とは、雑誌、カタログ、ポスター等、販売・配布の目的で印刷した書物・図画などをいう。
- 3 この要綱において「撮影」とは、映像又は出版物を制作するために行う動画若しくは静止画の撮影をいう。
- 4 この要綱において「撮影者」とは、映像又は出版物を制作するために撮影しようとする者若しくは委任その他の契約等に基づき撮影に関し必要なすべての権限を有している者をいう。
- 5 この要綱において「撮影受入施設」とは、映像若しくは出版物の活用による施設の広報若しくは PR 等のため又は本事業への協力のために撮影を受け入れる施設をいう。
- 6 この要綱において「施設管理者」とは、撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。
- 7 この要綱において「支援案件」とは、本事業の趣旨に寄与するものと認め、撮影に関する支援をすることを決定した案件をいう。
- 8 この要綱において「相談対応案件」とは、本事業の趣旨に照らし、撮影相談や情報提供を行う案件をいう。

(事業内容等)

第 3 条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 良好な撮影環境を保持するため、撮影者に対して行う支援（以下「撮影支援」という。）
 - (2) 撮影受入環境を整備するため、撮影受入施設に対して行う支援（以下「撮影受入支援」という。）
 - (3) 本事業に係る広報
 - (4) その他、本事業の実施にあたって必要な事項
- 2 前項第 1 号に定める撮影支援として、次に掲げる取組を行う。ただし、第 3 号及び第 4 号に定める取組は、原則として支援案件に限り行うものとする。
- (1) 撮影相談 撮影者からの撮影に関する相談への対応、アドバイス等
 - (2) 情報提供 撮影者からの相談に基づき実施する市内での撮影に関する情報提供、撮影受入施設に関する情報提供及び撮影機材等に関するアドバイス等
 - (3) 撮影受入施設との調整 撮影者の要望をふまえた撮影受入施設との撮影実施に関する諸調整

(4) 撮影時の立会い等 前各号をふまえた撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認等

3 第1項第2号に定める撮影受入支援として、次に掲げる取組を行う。ただし、第3号及び第4号に定める取組は、原則として支援案件に限り行うものとする。

- (1) 撮影受入相談 撮影受入に関する撮影受入施設からの相談への対応、アドバイス等
- (2) 情報提供 撮影受入施設に対する撮影者、撮影に関する情報の提供等
- (3) 撮影者との調整 撮影受入に係る撮影者との調整及びロケハン等への立会い等
- (4) 撮影時の立会い等 撮影時の立会い、現場調整及び現場確認等

4 本事業における撮影者に対する支援は、第2項に定める撮影支援に限るものとし、次に掲げる事項は、撮影者からの求めがあってもこれを行わないものとする。

- (1) 撮影支援を受けて撮影した映像及び出版物に対する後援名義の使用許諾、協賛、資金助成等
- (2) 撮影支援を受けて撮影した映像及び出版物の放映、放送及び出版に関わるプロモーションに対する後援名義の使用許諾、協賛、資金助成等

(支援対象)

第4条 本事業では、次の各号に掲げるもののうち、広く公開や放映、放送、出版されることが予定されており、不特定多数の人々が視聴、購読できる映像及び出版物又は横浜の街並みや景観、食、文化、歴史等に関する情報又は市内観光施設、商業施設、イベント等の紹介、若しくは行政課題の解決や施策の理解促進につながる映像及び出版物であって、かつ業として制作されるものについて、前条第2項及び第3項に定める撮影等の支援を行うものとする。

- (1) 映画(ビデオ装置を使用するものを含む)
- (2) テレビ等放送番組
- (3) テレビコマーシャル
- (4) 各種プロモーションビデオ
- (5) Web 配信動画
- (6) 雑誌、カタログ、ポスター等の写真
- (7) アニメーション
- (8) その他前各号に類する映像及び出版物

(撮影支援の対象外)

第5条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、本事業の対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像又は出版物の撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構が定める「R15+」又は「R18+」に指定、若しくは前述と同等の視聴制限を指定される予定のもの。その他、これらと同等の制限をすべきと判断される映像の撮影
- (3) 公序良俗に反する映像の撮影
- (4) 法令等を遵守せずに行われる撮影
- (5) 本事業の運営上支障がある撮影
- (6) 公益を害するおそれのある撮影
- (7) 横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影

(8) その他、市長が対象外と認めた撮影

(9) 上記のほか、撮影支援を行うことによって第1条に掲げた目的に反するおそれのあるもの

(申請手続等)

第6条 第3条第2項に定める撮影支援を希望する撮影者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添付の上、「横浜フィルムコミッション 撮影支援・協力依頼書」（様式1）及び「横浜フィルムコミッション撮影支援・協力依頼にあたっての遵守事項同意書」（様式2）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に基づく申請内容に変更があった場合には、速やかに申し出なければならない。

(撮影支援の決定)

第7条 市長は、前条に基づく申請を受けた場合には、速やかに別途定める基準に従って審査を行い、撮影対応の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項に基づく審査の後、その結果を速やかに申請者へ通知するものとする。

(撮影者への協力依頼)

第8条 市長は、この要綱に基づく撮影支援を受けた映像又は出版物を公開、放映、放送又は出版する際、当該映像又は出版物に「横浜フィルムコミッション」（英語表記の場合は「Yokohama Film Commission」）のクレジット等表示の協力を必要に応じて求めるものとする。

(支援の拒否)

第9条 この要綱に基づく支援を受けた撮影に関し、第5条の規定に該当、若しくは本事業の所管課の指示を無視し、又は法令及び管理権限に基づく施設管理者の指示に反した制作者に対しては、市長は将来の撮影に関する支援を拒否することができる。

(免責)

第10条 本市は、この要綱に基づき支援した映像作品の内容について、責任を負わないものとする。

2 施設管理者は、撮影受入に関連し損害等が発生した場合であっても、本市にその賠償を求めることはできない。

3 撮影者は、撮影予定日までに管理者から撮影の許可が得られない、又は撮影の許可を得た後、管理者から当該許可を取り消された等により、予定通りに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、本市に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第11条 この要綱に基づき実施する調整事務等にかかる費用は、本市の負担とする。

2 この要綱に基づく撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める利用料金は、撮影者の負担とする。

(事業の所管)

第12条 本事業に係る事務は、政策経営局広報・プロモーション戦略課が行う。

(その他)

第 13 条 本事業の実施にあたっては、施設管理者の意思及び決定を尊重するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別途、政策経営局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、横浜のシティプロモーションに係る撮影支援事業要綱は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。